

# 官報号外

昭和六十二年九月十日

## ○第一百九回 衆議院会議録 第十八号

昭和六十二年九月十日(木曜日)

講事日程 第十一号

昭和六十二年九月十日

午後一時開議

第一 抵当証券業の規制等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日中友好関係の一層の増進に関する決議案(越智伊平君)

外二十二名提出)

日程第一 抵当証券業の規制等に関する法律案(内閣提出)

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案(内閣委員長提出)

精神衛生法等の一部を改正する法律案(第百八回国会 内閣提出)

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

○谷垣禎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○谷垣禎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○越智伊平君 大だいま議題となりました日中

交正ormal化十五周年に当たり、日中友好関係の一層

の増進に関する決議案につきまして、自由民主

党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及

び民社党・民主連合を代表して、提案の趣旨を御

説明申し上げます。

○議長(原健三郎君) まず、案文を朗読いたします。

○議長(原健三郎君) まず、案文を朗読いたします。

○議長(原健三郎君) 友好関係の一層の増進に関する決議案

日中共同声明により日中両国間の国交が正常化され以来今日まで、日中平和友好条約の締結をはじめ、両国間の友好関係が広汎多岐にわたり着実に進展してきたことは、国民とともに慶賀にたえない。

○議長(原健三郎君) 政府は、本年、日中友好関係の重要性にかんがみ、

日中共同声明及び日中平和友好条約の諸原則及び精神に基づき、両国友好親善の一層の増進を図るため、最大の努力をいたすべきである。

○議長(原健三郎君) 右決議する。

○議長(原健三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(原健三郎君) よって、日程は追加されました。

○議長(原健三郎君) 日中国交正ormal化十五周年に当たり、日中友好

関係の一層の増進に関する決議案(越智伊平君)

平君外二十二名提出)

○議長(原健三郎君) 日中国交正ormal化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案を議題といたします。

○議長(原健三郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。越智伊平君。

○越智伊平君 ただいま議題となりました日中交正ormal化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。  
 まず、案文を朗読いたします。  
 ○議長(原健三郎君) まず、案文を朗読いたします。  
 ○議長(原健三郎君) 友好関係の一層の増進に関する決議案  
 日中共同声明により日中両国間の国交が正常化され以来今日まで、日中平和友好条約の締結をはじめ、両国間の友好関係が広汎多岐にわたり着実に進展してきたことは、国民とともに慶賀にたえない。  
 政府は、本年、日中友好関係の重要性にかんがみ、日中共同声明及び日中平和友好条約の諸原則及び精神に基づき、両国友好親善の一層の増進を図るため、最大の努力をいたすべきである。  
 右決議する。  
 ○議長(原健三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
 ○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。  
 ○議長(原健三郎君) よって、日程は追加されました。  
 ○議長(原健三郎君) 日中国交正ormal化十五周年に当たり、日中友好  
 関係の一層の増進に関する決議案(越智伊平君)

○議長(原健三郎君) 平君外二十二名提出)  
 ○議長(原健三郎君) 日中国交正ormal化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案を議題といたします。  
 ○議長(原健三郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。越智伊平君。

○議長(原健三郎君) 以上であります。  
 昭和四十七年九月二十九日の日中共同声明により、両国間の国交が正常化され、本年で十五周年になります。この間、両国の友好親善関係は着実に進展し、アジアの安定と繁栄に寄与してきましたことは周知のとおりであります。  
 本決議案は、日中関係の重要性にかんがみ、政  
 府に対し、今後とも、日中友好関係の一層の増進のため、日中共同声明及び日中平和友好条約の諸  
 原則及び精神を常に念頭に置き、これに基づき最  
 大の努力を要請するものであります。  
 この決議案の提出に当たりましては、議院運営  
 委員会の理事各位の間で協議を行い、自由民主  
 党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及  
 び民社党・民主連合の四党共同提案として提出い  
 たこととなつたものであります。

○池田行彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
 この法律案は、国民の金融資産の増大や金利の自由化の進展に伴う金利選好の高まり等を背景と

して、最近抵当証券取引が急速に発展しております一方で、一部の悪質抵当証券業者による抵当証券のカラ売り等によって購入者被害が生じている現状にかんがみ、抵当証券業者に対し登録制度を実施するとともに、その事業に対し必要な規制を行うことにより、抵当証券の購入者の保護を図らうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、抵当証券業者を営もうとする者に対する大蔵大臣への登録を義務づけるとともに、帳簿書類の作成、保存等の義務及び監督に関する規定を設けることとしております。

第二に、抵当証券業者が販売を行った抵当証券をみずから保管していることが悪質業者の詐欺的行為を生む原因となっている実情にかんがみ、抵当証券業者に対し、販売を行つた抵当証券の自社保管を禁止するための規定を設けるとともに、広告規制等に関する規定を設けることとしております。

第三に、購入者名義によって適切に抵当証券の保管を行ふ第三機関としての抵当証券保管機構についての規定を設けることとしております。

第四に、抵当証券業協会についての規定を設けることとしております。

本案は、昨九日宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって本案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○谷垣禎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣委員長提出、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進めることを望みます。

○議長(原健三郎君) 谷垣禎一君の動議に御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○谷垣禎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣委員長提出、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進めることを望みます。

○議長(原健三郎君) 谷垣禎一君の動議に御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○石川要三君 台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案(内閣委員長提出)等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(原健三郎君) 台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。内閣委員長石川要三君。

〔石川要三君登壇〕

○石川要三君 台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案(内閣委員長提出)等に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

日本の旧軍人もしくは旧軍属であった戦没者等の遺族及び戦傷病者で著しく重度の障害の状態にある者に対する弔慰金または見舞金を支給するための法律案を提出した次第であります。

次に、本案の内容につきまして、その概要を御説明申上げます。

本案は、人道的精神に基づき、台湾住民である日本赤十字社は、前述の機関との間に弔慰金または見舞金の支給に関する取り決めを締結するものといたしております。

本案は、本日の内閣委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したのであり、その際、内閣の意見も聴取いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに可決あらんことをお願い申し上げます。

なお、当委員会においては、本案を委員会提出法律案とすることに決定した後、次の決議を行いました。

右決議です。

以上であることを申し添えます。(拍手)

○谷垣禎一君 採決いたしました。

本案を可決するに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○谷垣禎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

第百八回国会、内閣提出、精神衛生法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求める、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 谷垣禎一君の動議に御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○石川要三君 台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する件

政府は、「台湾住民である戦没者の遺族等に

対する弔慰金等に関する法律」が制定された場合、同法の実施に当たっては、千九百七十二年九月二十九日に発出された日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明及び千九百七十八年八月十二日に北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約にある諸原則を遵守し、精神を尊重すべきである。特に同共同声明第二項(日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。)及び第三項(中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ボツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。)において表明された日本国政府の立場を堅持すべきである。

## 精神衛生法等の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)

○議長(原健三郎君) 精神衛生法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長堀内光雄君。

精神衛生法等の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[堀内光雄君登壇]

○堀内光雄君 ただいま議題となりました精神衛生法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近時の精神医療等をめぐる諸状況の変化を踏まえ、国民の精神保健の向上を図るとともに、精神障害者等の人権に配意しつつ適正な精神医療を確保し、かつ、その社会復帰の促進を図るために、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、法律の題名を精神保健法に改めるとともに、その目的や国及び地方公共団体並びに国民の義務として、精神的健康の保持及び増進その他精神保健の向上に関する事項について改正措置を講ずること、

第二に、従来の精神衛生鑑定医制度を見直して精神保健指定医制度を導入すること、

第三に、本人の同意に基づく入院を推進する見地から、任意入院を新たに法律上規定するとともに、保護義務者の同意によるいわゆる同意入院については医療保護入院として位置づけ、入院及び措置入院の解除に当たっては精神保健指定医の診察を要件とするほか、精神科救急に対応するため応急入院を新設する等、入院制度に関して必要な整備を図ること、

第四に、入院の際には必要な事項を患者本人に

告知することも、都道府県に新たに精神医療審査会を設けること、また、入院患者に対する行動制限のうち特に人権上重要な一定のものについて

は、これを行うことができないこととすること、

第五に、精神障害者の社会復帰の促進を図るために、都道府県、市町村、社会福祉法人等は、精神障害者社会復帰施設として生活訓練施設及び授産施設を設置することができること、

第六に、その他の罰則等について所要の規定の整備を行うこと

等であります。

本案は、第百八回国会から継続審査となり、去る七月十六日の本会議において趣旨説明が行われ、本日の委員会において斎藤厚生大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より、医療保護入院の際の告知及び罰則等について修正案が、また、日本共産党・革新共同より、精神病院における医師及び看護職員の配置基準等について修正案がそれぞれ提出され、採決の結果、日本共産党・革新共同提

出の修正案は否決され、本案は自由民主党提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

○本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

## 午後一時二十四分解散会

## 出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君

文教委員

辞任

武藤山治君

遠藤和良君

矢追秀彦君

正森成二君

外務大臣 倉成喜一君

通話委員

逢沢一郎君

杉山憲夫君

武藤山治君

武藤山治君

古賀信一君

厚生大臣 斎藤十朗君

辞任

阿部未喜男君

武藤山治君

武藤山治君

武藤山治君

武藤山治君

国務大臣 後藤田正晴君

辞任

阿部未喜男君

武藤山治君

武藤山治君

武藤山治君

武藤山治君

## ○朗読を省略した議長の報告

## (議決通知)

一、去る八日、本院は、国会の会期を九月十九日まで十一日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員  
一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## (議案提出)

一、今十日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

一、今十日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。  
台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案(内閣委員長提出)

二十二名提出  
(委員会審査省略要求書受領)  
一、今十日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。

二、中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に關する決議案(越智伊平君外二十一名提出)

二、今十日、議員から、次の議案は委員会に付託された議案は次のとおりである。

三、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

四、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

五、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

六、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

七、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

八、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

九、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

十、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

十一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

十二、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

十三、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

十四、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

十五、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

十六、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

十七、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

十八、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

十九、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

二十、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

二十一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

二十二、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

二十三、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

二十四、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

二十五、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

二十六、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

二十七、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

二十八、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

二十九、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

三十、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

三十一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

三十二、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

三十三、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

三十四、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

三十五、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

三十六、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

三十七、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

三十八、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

三十九、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

四十、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

四十一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

四十二、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

四十三、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

四十四、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

四十五、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

四十六、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

四十七、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

四十八、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

四十九、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

五十、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

五十一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

五十二、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

五十三、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

五十四、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

五十五、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

五十六、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

五十七、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

五十八、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

五十九、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

六十、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

六十一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

六十二、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

六十三、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

六十四、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

六十五、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

六十六、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

六十七、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

六十八、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

六十九、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

七十、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

七十一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

七十二、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

七十三、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

七十四、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

七十五、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

七十六、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

七十七、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

七十八、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

七十九、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

八十、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

八十一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

八十二、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

八十三、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

八十四、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

八十五、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

八十六、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

八十七、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

八十八、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

八十九、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

九十、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

九十一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

九十二、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

九十三、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

九十四、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

九十五、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

九十六、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

九十七、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

九十八、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

九十九、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

一百、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

一百一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

一百二、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

一百三、昨九日、予備審査のため



## 第一章 総則

### (登録の実施)

第一条 この法律は、抵当証券業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて抵当証券の購入者の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「抵当証券業」とは、抵当證券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券(以下「抵当証券」という。)の販売(販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。)で業として行うものをいう。ただし、他の法律の規定でこれにより抵当証券の購入者の保護が図られるものの適用を受ける者として政令で定める者が行うものを除く。

2 この法律において「抵当証券業者」とは、次条の登録を受けて抵当証券業を営む法人をいう。

### 第二章 登録

#### (登録)

第三条 抵当証券業は、大蔵大臣の登録を受けた法人でなければ、営んではならない。

#### (登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

#### (商号又は名称)

#### 二 営業所又は事務所の名称及び所在地

#### 三 資本又は出資の額、役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

#### 四 業務の種類及び方法

#### 五 他に事業を行つているときは、その事業の種類

#### 六 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

いづれかに該当する者のある法人  
イ 禁治産者又は準禁治産者  
ロ 破産者で復権を得ないもの

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは貸金業の規制等に関する法律の規定に違反し、又は刑法明治四十年法律第四十五号、第二百四条、第二百六条、第二百八条、第一二百八条ノ二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ホ 抵当証券業者が第二十四条第一項の規定により第三条の登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその抵当証券業者の役員であつた者で、その処分の日から三年を経過しないもの

2 抵当証券業を適確に遂行するに足りる財産的基盤及び人間構成を有しない法人

七 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

#### (登録の有効期間)

第八条 第三条の登録の有効期間(この項の規定による有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る同条の登録の有効期間を含む。以下同じ。)の満了の後引き続き当該登録に係る抵当証券業を営もうとする者は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならぬものとする。

ばならないものとする。  
2 第四条から前条までの規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において第五条第一項中「登録年月日及び登録番号」におけるのは、「有効期間の更新の旨及び有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

3 第三条の登録の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第五条第二項又は第六条第二項の通知があるまでの間は、当該申請に係る第三条の登録は、同条の登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、当該有効期間の更新の登録に係る第三条の登録の有効期間は、従前のその登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

#### (変更の届出)

第九条 抵当証券業者は第四条第一項各号に掲げたる事項に変更があつたときは、その日から二週間に内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

#### (廃業の届出等)

第十条 抵当証券業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を大蔵

二 破産により解散したとき。その破産管財人

三 合併及び破産以外の理由により解散したとされる者は、その清算人

## 四 抵当証券業を廃止したとき。抵当証券業者であつた法人を代表する役員

2 抵当証券業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該抵当証券業者の第三条の登録は、その効力を失う。

(登録免許税及び手数料)

第十一條 第三条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第三章 業務  
(標識の掲示)

第十二条 抵当証券業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 抵当証券業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第十三条 抵当証券業者は、自らの名義をもつて、他人に抵当証券業者を営ませてはならない。

(広告の規制)

第十四条 抵当証券業者は、その行う抵当証券業に關して広告をするときは、その者の信用、抵当証券に記載された債権の元本及び利息の支払の確實性その他の大蔵省令で定める事項について、著しく事實に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(契約締結前の書面の交付)

第十五条 抵当証券業者は、抵当証券の販売に係る契約(抵当証券の販売並びにこれに伴う抵当証券に記載された債権の元本及び利息の弁済の受領、抵当証券の保管その他の大蔵省令で定める事項を内容とする契約をいふ。以下同じ。)を締結しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書

面を事前に顧客に交付しなければならない。

一 抵当証券業者の商号又は名称及び住所  
二 抵当証券の販売に係る契約の内容及び履行に關する事項であつて大蔵省令で定めるものについての当該契約の概要

三 前二号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(契約締結時の書面の交付)

第十六条 抵当証券業者は、抵当証券の販売に係る契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を抵当証券の購入者に交付しなければならない。

一 抵当証券業者の商号又は名称及び住所  
二 契約年月日  
三 抵当証券に記載された事項のうち、証券の番号、登記所の表示、証券作成の年月日、債権の元本及びその弁済期その他の大蔵省令で定める事項

四 抵当証券に記載された債権の元本及び利息の弁済の受領に関する定めがあるときは、その内容

五 抵当証券の保管に関する定めがあるときは、その内容

六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(書類の閲覧)

第十七条 抵当証券業者は、大蔵省令で定めるところにより、当該抵当証券業者の業務及び財産の状況を記載した書類並びに販売を行つた抵当証券に関する書類を、営業所又は事務所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(抵当証券の保管の禁止等)

第十八条 抵当証券業者は、抵当証券の購入者の保護に欠けるおそれが少ない場合として大蔵省令で定める場合を除き、販売を行つた抵当証券を自ら保管し、又は第二十七條第一項に規定す

る抵当証券保管機構以外の者をして保管させてはならない。

2 抵当証券業者が販売を行つた抵当証券について第三十条に規定する保管証を受領したときは、当該保管証を遅滞なく抵当証券の購入者に引き渡さなければならない。

第三十九条 抵当証券業者又はその代表者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、その行う抵当証券業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 抵当証券の販売に係る契約の締結又は解除に關し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。

二 その他の抵当証券の購入者の保護に欠けるものとして大蔵省令で定める行為

(業務改善命令)

第二十三条 大蔵大臣は、抵当証券業者の業務の運営に關し、抵当証券の購入者の利益を害する事実があると認めるときは、購入者の保護のために必要な限度において、当該抵当証券業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該抵当証券業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるなければならない。

(業務に関する帳簿書類)

第二十条 抵当証券業者は、大蔵省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第二十一条 抵当証券業者は、事業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第二十二条 大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、抵当証券業者に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、抵当証券業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させなければならない。

一 第六条第一項第一号、第三号、第五号又は第六号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条の登録又は第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 大蔵大臣は、抵当証券業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないときは、又は当該抵当証券業者を代表する役員の所在を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該抵当証券業者から申出がないときは、当該抵当証券業者の第三条の登録を取り消すことができる。

3

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第二十三条 大蔵大臣は、抵当証券業者の業務の運営に關し、抵当証券の購入者の利益を害する事実があると認めるときは、購入者の保護のために必要な限度において、当該抵当証券業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該抵当証券業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるなければならない。

(登録の取消し等)

第二十四条 大蔵大臣は、抵当証券業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号、第三号、第五号又は第六号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条の登録又は第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 大蔵大臣は、抵当証券業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないときは、又は当該抵当証券業者を代表する役員の所在を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該抵当証券業者から申出がないときは、当該抵当証券業者の第三条の登録を取り消すことができる。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

(登録の抹消)

第二十五条 大蔵大臣は、第三条の登録の有効期間(第八条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお努力を有することとされる期間を含む。)が満了したとき、第十条第二項の規定により第三条の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により第三条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分の公告)

第二十六条 大蔵大臣は、第二十四条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

### 第五章 抵当証券保管機構

(指定)

第二十七条 大蔵大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務の全部(以下「保管等事業」という。)を適正かつ確実に行うことができるときと認められるときは、この章の定めによることにより保管等事業を行う者として、指定することができる。

一 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 申請者が第三十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 申請者の役員のうちに、第六条第一項第六号イからホまでのいずれかに該当する者がなければならない。

いこと。

大蔵大臣は、前項の指定をしたときは、指定

した者(以下「抵当証券保管機構」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 抵当証券保管機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

一条第四号において「保管証」という。)を発行しなければならない。

(事業計画等)

4 大蔵大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

かじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

(監督の業務)

第二十八条 抵当証券保管機構は、この章の定めによることにより、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 抵当証券業者の販売に係る抵当証券の保管に関する事項。

二 抵当証券保管機構の保管に係る抵当証券に記載された債権の元本及び利息の弁済の受領に関する事項。

三 抵当証券に関する取引の健全な発展を図るために調査及び研究を行うこと。

2 抵当証券保管機構は、大蔵省令で定めるところにより、その業務の一部を、大蔵大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

(業務規程)

第二十九条 抵当証券保管機構は、保管等事業の実施に関する規程(以下この条及び第三十二条第一項において「業務規程」という。)を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、抵当証券の保管に関する事項その他大蔵省令で定める事項を定めなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をした業務規程が員又はこれらの職にあつた者は、保管等事業に関する知識を得たことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第三十三条 抵当証券保管機構の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、保管等事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 保管等事業に従事する抵当証券保管機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(立入検査等)

第三十四条 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、抵当証券保管機構に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、抵当証券保管機構の事務所に立ち入り、その業務若し

くは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(監督命令)

第三十五条 大蔵大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、抵当証券保管機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定期間の取消し)

第三十六条 大蔵大臣は、抵当証券保管機構が各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の指定を取り消すことができる。

一 保管等事業を適正かつ確実に運営することができないと認められるとき。

二 この法律、この法律に基づく命令又は第二十九条第一項若しくは第三十一条第一項の規定により認可を受けた事項に違反したとき。

三 第二十九条第三項、第三十二条第二項又は前条の規定による処分に違反したとき。

2 第二十三条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により第二十七条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定を取り消した場合等における経過措置)

第三十七条 前条第一項の規定により第二十七条第一項の指定を取り消した場合又は抵当証券保管機構が解散した場合における第二十八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に関する所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政

令で定めることができる。

第六章 抵当証券業協会

第三十八条 抵当証券業者は、抵当証券の購入者をするとときは、大蔵省令で定めるところにより、当該抵当証券の保管を託すする書面(第五十

展に資することを目的として、抵当証券業者を会員とし、その名称中に抵当証券業協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 前項に規定する法人(以下この章において「協会」という。)は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

#### (各称の使用制限)

第三十九条 協会でない者は、その名称中に抵当

証券業協会という文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に抵当証券業協会会員といふ文字を用いてはならぬ。

#### (大蔵大臣に対する協力)

第四十条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行ふ。

1 抵当証券業を営むに当たり、この法律その他他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

2 会員の営む抵当証券業に関し、契約の内容の適正化その他抵当証券の購入者の保護を図るため必要な指導、勧告その他の業務

3 会員の営む抵当証券業の業務に対する抵当証券の購入者等からの苦情の解決

4 抵当証券の購入者に対する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

#### (苦情の解決)

第四十一条 協会は、抵当証券の購入者等から会員の営む抵当証券の業務に関する苦情について解消の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

#### (大蔵大臣に対する委任)

第四十五条 大蔵大臣は、政令で定めるところに

3

会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならぬ。

#### (大蔵大臣に対する協力)

第四十二条 大蔵大臣は、第二章から第四章までの規定の円滑な実施を図るため、大蔵省令で定めるところにより、これらの規定に基づく資料の提出、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

#### (立入検査等)

第四十三条 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

#### (第七章 雜則)

第四十四条 抵当証券業者について、第三条の登録の有効期間(第八条第三項に規定する場合に

あつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)が満了したとき、第十条第二項の規定により第三条の登録が効力を失つたとき、又は第二十四条第一項若しくは第

二 不正の手段により第三条の登録又は第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けた者

三 第十三条の登録を受けないで抵当証券業を営んだ者

四 第十九条の規定に違反して、同条第一号に掲げる行為をした者

五 第二十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六条 第二十三条第一項の規定に違反して、保管等事業に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七条 第二十二条第一項の規定による事業報告書を提出せざる者は、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

八 第二十二条第一項、第三十四条第一項又は第四十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又

より、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

(大蔵省令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

#### (経過措置)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要となる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができるもの。

#### (第八章 罰則)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

#### (第九章 第二項に準用する場合における登録の申請)

第四十九条 第二十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなかつた者は

二 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十二条第一項の規定に違反して、他人に抵当証券業を営ませた者

四 第十九条の規定に違反して、同条第一号に掲げる行為をした者

五 第十七条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは顧客に閲覧させた者

六 第十二条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

七 第二十二条第一項の規定による事業報告書を提出せざる者は、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

八 第二十二条第一項、第三十四条第一項又は第四十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又

はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者  
九 第二十三条第一項の規定による命令に違反した者  
十 第三十九条第二項の規定に違反して、その名称中に抵当証券業協会会員といふ文字を用いた者

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十八条、第四十九条及び前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。  
一 第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十五条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

三 第三十八条第二項の規定に違反して、同項の会員の名簿を公衆の雑覧に供しない者

第五十五条 第三十九条第一項の規定に違反して、その名称中に抵当証券業協会といふ文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

(経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えて一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五章(第三十条を除く)の規定は、公布の日から施行する。

第九条 第二項の規定により第三条の登録が満了したとき、第十条第二項の規定により第三条の登録が効力を失つたとき、又は第十四条第一項若しくは第二項の規定により第三条の登録が取り消されたときは、「この法律の施行の日から六月間を経過したとき、第六条第一項の規定による登録の拒否の处分があつたとき、第十条第一項の規定による登録の拒否の处分があつたとき、第十四条第一項の一部を次のように改正する。

第十四条の二 抵当証券業(抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百四号)に規定する抵当証券業をいふ。次条

九十七の三 抵当証券業の監督に關すること。

九十七の四 抵当証券業協会の監督に關する

こと。

第五条第三十五条の次に次の二号を加える。

三十五の二 抵当証券業を營む者を登録し、これを監督すること。

3 前項の規定により読み替えて適用される第二十四条第一項の規定による読み替えて適用される第二十四条第一項の規定による抵当証券業の廃止が規定による読み替えて適用される第二十四条第一項の規定による抵当証券業の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までに、第三条の規定にかかるわ

らば、引き続き抵当証券業を營むことができる。その法人がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き抵当証券業を營むことができる場合には、その者を抵当証券業者とみなして、第十四条から第二十三条まで、第二十四条第一項(第一号を除く)及び第二项の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。この場合において、第二十四条第一項中「第三条の登録を取り消し」とあるのは「抵当証券業の廃止を命じ」と、「第六条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号」とあるのは「第六条第一項第五号又は第六号」と、第四十四条

中「第三条の登録を取り消し」とあるのは「抵当証券業の登録を取り消し」とあるのは「この法律の施行前に販売が行われた抵当証券の当該販売に係る保管については、適用しない。

第四条 第十八条第一項の規定は、この法律の施行前に販売が行われた抵当証券の当該販売に係る保管については、適用しない。

第五条 貸金業の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一二十四号の一の次に次の二号を加える。

最近における抵当証券業の状況にかんがみ、抵当証券の譲入者の保護を図るために、抵当証券業を

理由

第二十四条第一項中「この項の規定」の下に「抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、」を加え、同条第二項中「前項の規定」の下に「(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。)」を加える。

2 大蔵大臣の登録を受けて抵当証券業を營む者は(以下「抵当証券業者」という。)は、營業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、一

定の様式の標識を掲示しなければならないこととすること。

3 抵当証券業者は、その行う抵当証券業に関する広告をするときは、抵当証券に記載された債権の元本及び利息の支払の確定性等について、著しく事実に相違する表示等をしてはならないこととする。

4 抵当証券業者は、その業務及び財産の状況を記載した書類等を顧客の求めに応じ閲覧させなければならないこととすること。

5 抵当証券業者は、販売を行つた抵当証券を自ら保管し、又は抵当証券保管機関以外の者をして保管させではないこととすること。

6 抵当証券業者の監督に関し、業務に関する帳簿書類の作成及び保存、事業報告書の提出、報告若しくは資料の提出及び立入検査並びに業務改善命令について所要の規定を設けることとする。

7 抵当証券保管機関は、抵当証券の保管をするときは、当該抵当証券の保管を証する書面を発行しなければならないこととする。

8 大蔵大臣は、抵当証券保管機関に対し業務規程、事業計画等の認可を行うとともに、抵当証券の保管等の業務の検査を行う等必要な監督を行うこととする。

9 抵当証券業者が、抵当証券の購入者の保護を図るとともに、抵当証券業の健全な发展に資することを目的として設立する抵当証券業協会について所要の規定を設けることとする。

10 この法律は、公布の日から起算して六月を超えて一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、抵当証券保管機関に関する規定は公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由  
最近における抵当証券業の状況にかんがみ、

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案 精神衛生法等の一部を改正する法律案及び同報告書

慰金又は見舞金を支給するものとする。

(弔慰金及び見舞金の支給に関する取決め)

第四条 日本赤十字社は、前条に規定する機関と

第二条第一項の弔慰金及び見舞金の支給に関する取決めを締結するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和六十二年九月九日

衆議院議長 原 健三郎殿  
大蔵委員長 池田 行彦

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案  
右の議案を提出する。

昭和六十二年九月十日

提出者  
内閣委員長 石川 要三

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律  
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、人道的精神に基づき、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に關し必要な事項を定めるものとする。

(弔慰金又は見舞金)

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に關する法律

本案施行に要する経費としては、弔慰金及び見舞金の支給に要する経費は現時点では未確定であるが、その支給事務に要する経費は当面約四千七百万円の見込みである。

精神衛生法等の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和六十二年三月二十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

精神衛生法等の一部を改正する法律  
(精神衛生法の一部改正)  
第一条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十  
三条)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

精神保健法

目次中「地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会(第十三条第一項)」を「地方精神保健審議会及び精神医療審査会(第十三条第一項)」に、「精神衛生鑑定医(第十八条第一項)」に、「精神衛生鑑定医(第十九条第一項)」に改める。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三条 前条第一項の規定により講ぜられた措置に基づき、日本赤十字社は、台湾にある救護及び社会奉仕を業務とする機関を通じて同項の弔慰金又は見舞金を支給するため、昭和六十三年度からできるだけ速やかに必要な財政上の措置を講ずるものとする。

十九条)を「精神保健指定医(第十八条第一項)」に、「第五章 医療及び保護(第二十九条)」に、「第五章 医療及び保護(第二十九条)」に改める。

第二条第一項の弔慰金及び見舞金の支給に関する取決めを締結するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和六十二年九月九日

衆議院議長 原 健三郎殿  
大蔵委員長 池田 行彦

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案  
右報告する。

昭和六十二年九月十日

提出者  
内閣委員長 石川 要三

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律  
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、人道的精神に基づき、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に關し必要な事項を定めるものとする。

(弔慰金又は見舞金)

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律

本案施行に要する経費としては、弔慰金及び見舞金の支給に要する経費は現時点では未確定であるが、その支給事務に要する経費は当面約四千七百万円の見込みである。

精神衛生法等の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和六十二年三月二十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

精神衛生法等の一部を改正する法律  
(精神衛生法の一部改正)  
第一条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十  
三条)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

精神保健法

目次中「地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会(第十三条第一項)」を「地方精神保健審議会及び精神医療審査会(第十三条第一項)」に、「精神衛生鑑定医(第十九条第一項)」に改める。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三条 前条第一項の規定により講ぜられた措置に基づき、日本赤十字社は、台湾にある救護及び社会奉仕を業務とする機関を通じて同項の弔慰金又は見舞金を支給するため、昭和六十三年度からできるだけ速やかに必要な財政上の措置を講ずるものとする。

定の様式の標識を掲示しなければならないこととすること。

3 抵当証券業者は、その行う抵当証券業に関する広告をするときは、抵当証券に記載された債権の元本及び利息の支払の確定性等について、著しく事実に相違する表示等をしてはならないこととする。

4 抵当証券業者は、その業務及び財産の状況を記載した書類等を顧客の求めに応じ閲覧させなければならないこととすること。

5 抵当証券業者は、販売を行つた抵当証券を自ら保管し、又は抵当証券保管機関以外の者をして保管させではないこととすること。

6 抵当証券業者の監督に関し、業務に関する帳簿書類の作成及び保存、事業報告書の提出、報告若しくは資料の提出及び立入検査並びに業務改善命令について所要の規定を設けることとする。

7 抵当証券保管機関は、抵当証券の保管をするときは、当該抵当証券の保管を証する書面を発行しなければならないこととする。

8 大蔵大臣は、抵当証券保管機関に対し業務規程、事業計画等の認可を行うとともに、抵当証券の保管等の業務の検査を行う等必要な監督を行うこととする。

9 抵当証券業者が、抵当証券の購入者の保護を図るとともに、抵当証券業の健全な发展に資することを目的として設立する抵当証券業協会について所要の規定を設けることとする。

10 この法律は、公布の日から起算して六月を超えて一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、抵当証券保管機関に関する規定は公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由  
最近における抵当証券業の状況にかんがみ、

告者の社会復帰の促進を図るため、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の定めるところにより、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

**(精神障害者社会復帰施設の種類)**

**第十条 精神障害者社会復帰施設の種類は、次のとおりとする。**

一 精神障害者生活訓練施設

二 精神障害者授産施設

3 精神障害者生活訓練施設は、精神障害のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適応することができるよう、低額な料金で、居室その他の設備を利用して、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

3 精神障害者授産施設は、雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるよう、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

第十条の次に次の二条を加える。

(国又は都道府県の補助)

**第十一条の二 都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置者に対し、その設置及び運営に関する費用の一部を補助することができる。**

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、その設置する精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用並びに前項の規定による補助に要した費用の一部を補助することができる。

第十二条中「の外」を「のほか」に、「精神衛生センター」を「精神保健センター」に改める。

「第三章 地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会」を「第三章 地方精神保健審議会及び精神医療審査会」に改める。

第十三条の見出しを「(地方精神保健審議会)」

に改め、同条第一項及び第二項中「精神衛生」を「精神保健」に、「地方精神衛生審議会」を「地方精神保健審議会」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 地方精神保健審議会は、前二項に定めるもののはか、都道府県知事の諮問に応じ、第三十二条第三項の申請に関する必要な事項を審議するものとする。

第十四条第一項中「地方精神衛生審議会」を「地方精神保健審議会」に、「十人」を「十五人」に改め、同条第二項中「地方精神衛生審議会」を「地方精神保健審議会」に改め、同条第三項中「精神衛生」を「精神保健」に改め、「ある者」の下に「及び精神障害者の医療に関する事業に従事する者」を加える。

第十五条第一項及び第十六条を次のように改める。

第十五条及び第十六条 削除

第十七条第一項中「地方精神衛生審議会及び精神保健審議会」を「地方精神保健審議会」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

(精神医療審査会)

第十七条の二 第三十八条の三第二項及び第三十九条の五第二項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、精神医療審査会を置く。

(委員)

第十七条の三 精神医療審査会の委員は、五人以上十五人以内とする。

2 委員は、精神障害者の医療に関する学識経験を有する者(第十八条第一項に規定する精神保健指定医である者に限る)、法律に関する学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

(審査の案件の取扱い)

第十七条の四 精神医療審査会は、精神障害者の医療に関する学識経験を有する者のうちから任命された委員三人、法律に関する学識経験を

有する者のうちから任命された委員一人及び  
その他の学識経験を有する者のうちから任命  
された委員一人をもつて構成する合議体で、  
審査の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、精神医療審査会  
がこれを定める。

(政令への委任)

第十七条の五 この法律で定めるもののほか、  
精神医療審査会に關し必要な事項は、政令で  
定める。

「第四章 精神衛生鑑定医」を「第四章 精神  
保健指定医」に改める。

第十八条及び第十九条を次のように改める。  
(精神保健指定医)

第十八条 厚生大臣は、その申請に基づき、次  
に該当する医師のうち第十九条の四に規定す  
る職務を行うのに必要な知識及び技能を有す  
ると認められる者を、精神保健指定医（以下  
「指定医」という。）に指定する。

一 五年以上診断又は治療に從事した経験を  
有すること。

二 三年以上精神障害の診断又は治療に從事  
した経験を有すること。

三 厚生大臣が定める精神障害につき厚生大  
臣が定める程度の診断又は治療に從事した  
経験を有すること。

四 厚生大臣又はその指定する者が厚生省令  
で定めるところにより行う研修（申請前一  
年以内に行われたものに限る。）の課程を修  
了していること。

5 厚生大臣は、前項の規定にかかわらず、第  
十九条の二第一項又は第二項の規定により指  
定医の指定を取り消された後五年を経過して  
いない者その他指定医として著しく不適当と  
認められる者については、前項の指定をしな  
いことができる。

程度を定めようとするとき、同項の規定により指定医の指定をしようとするとき又は前項の規定により指定医の指定をしないものとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

(指定後の研修)

第十九条 指定医は、五年ごとに、厚生大臣又はその指定する者が厚生省令で定めるところにより行う研修を受けなければならぬ。

第四章中第十九条の次に次の四条を加える。

(指定の取消し)

第十九条の二 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、厚生大臣は、その指定を取り消さなければならない。

2 指定医がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又はその職務に関し著しく不当な行為を行つたとき、その他指定医として著しく不適当と認められるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

3 厚生大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるとともに、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

(手数料)

第十九条の三 第十八条第一項第四号又は第十九条の研修(厚生大臣が行うものに限る。)を受けようとする者は、実費を勘査して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

い。

(職務)

第十九条の四 指定医は、第二十二条の三第三項及び第二十九条の五の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定、第三十三条第一項及び第三十三条の四第一項の規定による入院を必要とするかどうかの判定、第三十四条の規定により精神障害者の疑いがある

かどりか及びその診断に相当の時日を要するかどりかの判定、第三十六条第三項に規定する行動の制限を必要とするかどりかの判定、第三十八条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する報告事項に係る入院中の者の診察並びに第四十条の規定により一時退院させて経過を見ることが適當かどうかの判定の職務を行ふ。

2 指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務のうち都道府県知事（第三号及び第四号に掲げる職務にあっては、厚生大臣又は都道府県知事）が指定したものを行ふ。

一 第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定による入院を必要とするかどうかの判定

二 第二十九条の四第二項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定

三 第三十八条の六第一項の規定による立入検査、質問及び診察

四 第三十八条の七第二項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定

（政令及び省令への委任）

第十九条の五 この法律に規定するもののか、指定医の指定の申請に関する必要な事項は政令で、第十八条第一項第四号及び第十九条の規定による研修に関して必要な事項は厚生省令で定める。

第二十二条の次に次の二条を加える。

（在院入院）

第二十二条の二 精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているもの）を含む。以下同じ。」を削り、「もより」を「最寄り」に改める。第二項中「前六条」を「第二十三条から前条まで」に、「精神衛生鑑定医」を「指定医」に改め、同条第七条、第二十八条及び前条に、「とる」を「採る」に改め、同条第三項中「吏員」を「職員」に、「立ち会わせ」を「立ち会わせ」に改め、同条第四項中「精神衛生鑑定医」を「指定医」に、「吏員」を「職員」に、「当つて」を「当たつて」に改め、同条

院に際し、当該精神障害者に対して第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生省令で定める事項を書面で知らせ、当該精神障害者から自ら入院する旨を記載した書面を受けなければならない。

2 精神病院の管理者は、自ら入院した精神障害者（以下この条において「任意入院者」といいう。）から退院の申出があつた場合においては、その者を退院させなければならない。

3 前項に規定する場合において、精神病院の管理者は、指定医による診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときは、同項の規定にかかるわらず、七十二時間限り、その者を退院させないことができる。この場合において、当該指定医は、遅滞なく、厚生省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

4 精神病院の管理者は、前項の規定による措置を探る場合には、当該任意入院者に對し、当該措置を探る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

第二十九条第一項中「その疑」を「その疑い」に、「精神衛生鑑定医」を「指定医」に改め、同条に、「精神衛生鑑定医」を「指定医」に改め、同条第三項中「かかる」を「係る」に、「すでに」を「既に」に、「の外」を「のほか」に、「前項」を「第一項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「かかる」を「係る」に、「すでに」を「既に」に、「の外」を「のほか」に、「前項」を「第一項」に改め、同条を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第二十六条の二中「（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）」を削り、「もより」を「最寄り」に改める。

第二十七条の見出しを「（申請等に基づき行われる指定医の診察等）」に改め、同条第一項及び以下同じ。の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。

第二十二条の三 精神障害者が自ら入院する場合においては、精神病院の管理者は、その入

第五項中「精神衛生鑑定医」を「指定医」に、「吏員」を「職員」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第六項を次のように改め

る。（判定の基準）

6 第四項の立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十九条の次に次の二条を加える。

2 第四項の立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十九条の次に次の二条を加える。

2 第四項の立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十九条の四に次の二条を加える。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を退院させるには、その者が入院を継続しなくともその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められることについて、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づく場合でなければならぬ。

第二十九条の五第一項中「管理者は」の下に、「指定医による診察の結果」を加え、「その旨を定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を行わなければならない。

2 厚生大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聽かなければならない。

第二十九条の見出し中「知事」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「入院させるには」の下に「その指定する」を加え、「精神衛生鑑定医」を「指定医」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「かかる」を「係る」に、「すでに」を「既に」に、「の外」を「のほか」に、「前項」を「第一項」に改め、同条を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

2 精神病院の管理者は、前項に規定する者の保護義務者について第二十条第二項第四号の規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない場合において、その規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない場合において、その

規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない場合において、その

規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない場合において、その

規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない場合において、その

規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない場合において、その

3 前項の規定による入院が行われている間、四週間を限り、その者を入院させることができ。

3 前項の規定による入院が行われている間、四週間を限り、その者を入院させることができ。

3 前項の規定による入院が行われている間、四週間を限り、その者を入院させることができ。

みなし、第一項の規定を適用する場合を除き、同条に規定する保護義務者とみなす。

4 精神病院の管理者は、第一項又は第二項の規定による措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条の次に次の四条を加える。

第三十三条の二 精神病院の管理者は、前条第一項の規定により入院した者(以下「医療保護入院者」という。)を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条の三 第二十九条第三項の規定は、

精神病院の管理者が第三十三条第一項又は第二項の規定による措置を採る場合について準用する。

(心急入院)

第三十三条の四 厚生大臣の定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する精神病院の管理者は、医療及び保護の依頼があつた者について、急速を要し、保護義務者(第三十三条第二項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者)の同意を得ることができない場合において、指定医の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院をさせなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障があると認めたときは、本人の同意がなくても、七十二時間限り、その者を入院させることができる。

2 前項に規定する精神病院の管理者は、同項

の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項の指定を受けた精

神病院が同項の基準に適合しなくなつたと認めたときは、その指定を取り消すことができる。

第三十三条の五 第十一条後段の規定は前条第三項の規定による处分をする場合について、

第二十九条第三項の規定は精神病院の管理者が前条第一項の規定による措置を採る場合について準用する。

第三十四条中「診察の結果」を「指定医による診察の結果」に、「疑が」を「疑いが」に、「親権を行ふ者その他の」を「又は親権を行ふ者その他の」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十四条の二 第二十九条第三項の規定は精神病院の管理者が前条の規定による措置を採る場合について、第三十三条第四項の規定は

精神病院の管理者が前条の規定による措置を採つた場合について準用する。

第三十五条中「前二条の同意者」を「第三十三条第一項又は第三十四条の同意者」に、「前二条の同意」を「その同意」に改める。

第三十六条から第三十八条までを次のように改める。

第三十六条 精神病院の管理者は、入院中の者(死別)につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

第三十七条 厚生大臣は、前条に定めるものの精神病院に入院中の者の待遇について

必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、精神病院の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

(相談、援助等)

第三十八条 精神病院の管理者は、入院中の者の社会復帰の促進を図るために、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、及びその保護義務者等との連絡調整を行うよう努めなければならない。

(定期の報告)

第三十九条 精神病院の管理者は、措置入院者の状況その他厚生省令で定める事項(以下この項において「報告事項」という。)を、厚生省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。

2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神病院の管理者について準用する。

3 第一条の規定による行動の制限のうち、厚生大臣があらかじめ公衆衛生審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。

(定期の報告等による審査)

第三十九条の三 都道府県知事は、前条の規定による報告又は第三十二条第四項の規定による届出(同条第一項の規定による措置に係るもの

を診療録に記載しなければならない。

第三十七条 厚生大臣は、前条に定めるものの精神病院に入院中の者の待遇について

必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、精神病院の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

(相談、援助等)

第三十八条 精神病院の管理者は、入院中の者の社会復帰の促進を図るために、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、及びその保護義務者等との連絡調整を行うよう努めなければならない。

(定期の報告)

第三十九条 精神病院の管理者は、措置入院者の状況その他厚生省令で定める事項(以下この項において「報告事項」という。)を、厚生省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神病院の管理者について準用する。

3 第一条の規定による行動の制限のうち、厚生大臣があらかじめ公衆衛生審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神病院の管理者について準用する。

3 第一条の規定による行動の制限のうち、厚生大臣があらかじめ公衆衛生審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

(定期の報告等による審査)

第三十九条の四 精神病院に入院中の者又はその保護義務者(第三十四条の規定により入院した者については、その後見人、配偶者又は親権を行ふ者その他その扶養義務者)は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神病院の管理者に対し、その者を退院させる者を退院させることを命じなければならない。

2 都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づく、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づく、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者に対し、その者を退院させる者を退院させることを命じなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づく、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者に対し、その者を退院させる者を退院させることを命じなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づく、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者に対し、その者を退院させる者を退院させることを命じなければならない。

(定期の報告等による審査)

第三十九条の五 都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容

を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る

入院中の者について、その入院の必要がある

かどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに問し審査を求めるなければならない。

2 精神医療審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうか、又は

その処遇が適当であるかどうかに問し審査を行ひ、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当つては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神病院の管理者の意見を聽かなければならぬ。ただし、精神医療審査会がこれら者の意見を聞く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

4 精神医療審査会は、前項に定めるもののが、第二項の審査をするに当つて必要があると認めるときは、関係者の意見を聞くことができる。

5 都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は当該精神病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を探ることを命じなければならない。

6 都道府県知事は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採つた措置を通知しなければならない。

(報告徵収等)

第三十八条の六 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関して、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、これらの事

項に問し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは当該精神病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、当該精神病院に入院中の者を診察させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者、精神病院に入院中の者又は第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第三十四条の規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に問し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 第二十七条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。

4 第二十七条第五項の規定は、第三十六条第三十八条の七 厚生大臣又は都道府県知事は、精神病院に入院中の者の処遇が第三十六条の規定に違反していると認めるとき又は第三十七条第一項の基準に適合していないと認めるときその他精神病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神病院の管理者に対し、その処遇の改善のために必要な措置を探ることを命ずることができる。

5 第二十九条の四又は第二十九条の四第一項に、「精神衛生」を「精神保健」に改め第四十三条中「第二十九条の三又は第二十九条の四」を「第二十九条の三又は第二十九条の四第一項」に、「精神衛生」を「精神保健」に改める。

6 第二十九条の二を削る。

第七章 刑則

第五十一条中「第十八条第二項及び第三項並びに第十九条」を「第十九条の四」に、「覚せい剤」を「覚せい剤」と、「疑のある者につき」を「疑いのある者について」に改める。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の三第四項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

二 第三十八条の五第五項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

三 第三十八条の七第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第四十条中「管理者は」の下に「、指定医による診察の結果」を加え、「照し」を「照らし」に、「六箇月」を「六月」に改める。

ことができる。

第四十条中「管理者は」の下に「、指定医による診察の結果」を加え、「照し」を「照らし」に、「六箇月」を「六月」に改める。

第四十一条中「第二十九条の四」を「第二十九条の四第一項」に、「且つ」を「かつ」に、「当つては」を「当たつては」に改める。

第四十二条の見出し中「精神衛生」を「精神保健」に改める。

第四十三条中「第二十九条の三又は第二十九条の四」を「第二十九条の三又は第二十九条の四第一項」に、「精神衛生」を「精神保健」に改め

る。第四十四条 虚偽の事実を記載して第二十三条规定に違反して立入検査、質問又は診察を行つた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、十

万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第一項又は第二項(これらの規定を第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は

二 第二十九条の二第一項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は

三 第三十九条の二第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

四 第三十九条の二第一項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

五 第三十九条の二第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

六 第三十九条の二第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

第七章 罰則

神医療審査会の委員若しくは第四十三条(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事若しくは保健所を設置する市の長が指定した医師又はこれらの職務にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に問し得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者的職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、前項と同様とする。

3 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者的職務の執行に問し得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者的職務の執行に問し得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者的職務の執行に問し得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者的職務の執行に問し得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

5 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者的職務の執行に問し得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

6 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者的職務の執行に問し得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

7 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者的職務の執行に問し得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

8 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者的職務の執行に問し得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

9 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者的職務の執行に問し得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

10 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者的職務の執行に問し得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

11 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者的職務の執行に問し得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

12 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者的職務の執行に問し得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

13 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者的職務の執行に問し得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

四 第三十八条の六第二項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、又は虚偽の報告をした精神病院の管理者第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十二条の三第一項、第三項後段又は第四項（これらの規定を第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第三十三条第四項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第三十三条の二（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定を第五十一条において準用する場合を含む。）において準用する第二十九条第三項の規定に違反した者

五 第三十三条の四第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第三十四条の二（第五十一条において準用する場合を含む。）において準用する第三十三条第四項の規定に違反した者

七 第三十六条第三項後段（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

八 第三十八条の二第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）又は第三十八条の二第二項（第五十一条において準用する場合を含む。）において準用する第三十八条の二第一項の規定に違反した者

(社会福祉事業法の一部改正)

第二条 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）にいう精神障害者社会復帰施設を経営する事業

(医療法の一部改正)

第三条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 精神保健法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十条に規定する精神障害者社会復帰施設の設置

(公衆浴場法の一部改正)

第四条 公衆浴場法（昭和二十三年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を与える虞のある精神病者と」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第一条 第一条の規定による改正後の精神保健法（以下「新法」という。）第十八条第一項第三号の程度、新法第二十九条の二第一項（新法第五十一条において準用する場合を含む。）及び新法

第二十九条の二第四項（新法第五十一条において準用する場合を含む。）において準用する新法第二十八条の二第一項の基準、新法第三十六条第二項及び第三項（これらの規定を新法第五十条において準用する場合を含む。）の行動の制限並びに新法第三十七条第一項（新法第五十一條において準用する場合を含む。）の基準の設定については、厚生大臣は、この法律の施行前においても公衆衛生審議会の意見を聴くことができる。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の精神衛生法（以下「旧法」という。）第十八条第一項の規定による指定を受けている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、新法第十八条第一項の規定により指定を受けたものとみなす。

第四条 この法律の施行の際に、旧法第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条若しくは第三十四条（これらの規定を旧法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定により精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院し、又は旧法第四十条（旧法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定により仮に退院している者は、それぞれ、新法第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項（これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定により入院し、又は新法第四十条（新法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定により仮に退院したものとみなす。

第五条 前条の規定により新法第二十九条の二第一項（新法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定により入院したものとみなされた者についての新法第二十九条の二第三項（新法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「七十二時間」とあ

第六条 附則第四条の規定により新法第三十三条第一項又は第三十四条第一項（これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定により入院したものとみなされた者については、新法第三十三条第四項及び新法第三十四条の二において準用する新法第三十三条第四項（これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定を適用せず、旧法第三十六条第一項（旧法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

第七条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
（児童福祉法の一部改正）

第九条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項第一号中「精神衛生」を「精神保健」に、「行なう」を「行う」に改める。

二第一号中「精神衛生」を「精神保健」に改める。  
（地方財政法の一部改正）

第十六条の二第二項第一号及び第二十五条の二第一号中「精神衛生」を「精神保健」に改める。

第十条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第六号中「精神衛生」を「精神保健」に改める。  
（社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正）

第十一條 次に掲げる法律の規定中「精神衛生法」を「精神保健法」に改める。

一 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十三条第二項  
二 優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十二条及び第十四条第三項



## 二 議案の修正議決理由

国民の精神保健の向上を図るとともに、精神障害者等の人権に配意しつつ適正な精神医療を確保し、かつ、その社会復帰の促進を図ることは、時宜に適するものと認めるが、なお、医療保護入院の際の告知及び罰則等について、自由民主党より修正案が提出され、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

また、本案に対し、日本共産党・革新共同より精神病院における医師及び看護職員の配置基準等について修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

三 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して斎藤厚生大臣より日本共産党・革新共同提出の修正案に対し、「反対である。」旨の意見が述べられた。

昭和六十二年九月十日

社会労働委員長 堀内 光雄

[別紙]

(小字及び一は改正)

精神衛生法等の一部を改正する法律

(精神衛生法の一部改正)

第一条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

精神保健法

目次中「地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会(第十三条第一項)」を「地方精神保健審議会及び精神医療審査会(第十三条第一項)」に、「精神衛生鑑定医(第十八条第一項)」を「精神保健指定医(第十八条第一項)」に、「第五章 医療及び保護(第二十九条の五)」に、「第五章 医療及び保護(第二十九条)」を「精神衛生法等の一部を改正する法律案及び同報告書

## 十条 第五十二条】を「第五章 医療及び保護

(第二十条第一項)」に改める。

第一条中「且つ、」を「その社会復帰を促進し、並びに」に改め、「予防」の下に「その他国民の精神的健康の保持及び増進」を加え、「国民の福祉の増進及び国民の精神保健の」に改める。

第二条中「教育施設その他福祉施設」を「社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設」に、「精神衛生に関する」を「精神保健に関する」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(国民の義務)

第二条の二 国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者等に対する理解を深め、及び精神障害者等がその障害を克服し、社会復帰をしようとする努力に対し、協力するよう努めなければならない。

第七条の見出しを「精神保健センター」に改め、同条第一項中「精神衛生」を「精神保健」に、「精神衛生センター」を「精神保健センター」に改め、同条第二項中「精神衛生センター」を「精神保健センター」に、「精神衛生」を「精神保健」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

(精神障害者社会復帰施設の設置)

第九条 都道府県は、精神障害者(精神薄弱者を除く)の社会復帰の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進を図るために、社会福

## 社事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の定めるところにより、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

(精神障害者社会復帰施設の種類)

第十条 精神障害者社会復帰施設の種類は、次のとおりとする。

## 一 精神障害者生活訓練施設

精神障害者生活訓練施設は、精神障害のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適応することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用して、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

## 二 精神障害者授産施設

精神障害者授産施設は、雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるよう、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

## 三 地方精神保健審議会

地方精神保健審議会は、前二項に定めるもののか、都道府県知事の諮問に応じ、第三十二条第三項の申請に関する必要な事項を審議するものとする。

## 四 地方精神保健審議会

第十四条第一項中「地方精神衛生審議会」を「地方精神保健審議会」に、「十人」を「十五人」に改め、同条第二項中「地方精神衛生審議会」を「地方精神保健審議会」に改め、同条第三項中

「精神衛生」を「精神保健」に改め、「ある者」の下に「及び精神障害者の医療に関する事業に從事する者」を加える。

## 五 地方精神保健審議会

第十五条及び第十六条を次のように改める。

## 六 地方精神保健審議会

第十七条中「地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会」を「地方精神保健審議会」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

## 七 地方精神保健審議会

第十七条の二 第三十九条の三第二項及び第三十八条の五第二項の規定による審査を行わせること。

## 八 地方精神保健審議会

第十七条の二 第三十九条の三第二項及び第三十八条の五第二項の規定による審査を行わせること。

## 九 地方精神保健審議会

第十七条の三 精神医療審査会の委員は、五人以上十五人以内とする。

## 十 地方精神保健審議会

第十七条の三 精神医療審査会の委員は、五人以上十五人以内とする。

## 十一 地方精神保健審議会

## 「第三章 地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会」を「第三章 地方精神保健審議会及び精神医療審査会」に改める。

第十三条の見出しを「地方精神保健審議会」に改め、同条第一項及び第二項中「精神衛生」を「精神保健」に、「地方精神衛生審議会」を「地方精神保健審議会」に改め、同条第三項を次のように改める。

第一条中「且つ、」を「その社会復帰を促進し、並びに」に改め、「予防」の下に「その他国民の精神的健康の保持及び増進」を加え、「国民の福祉の増進及び国民の精神保健の」に改める。

## 二 精神障害者生活訓練施設

精神障害者生活訓練施設は、前二項に定めるもののか、都道府県知事の諮問に応じ、第三十二条第三項の申請に関する必要な事項を審議するものとする。

## 三 地方精神保健審議会

地方精神保健審議会は、前二項に定めるもののか、都道府県知事の諮問に応じ、第三十二条第三項の申請に関する必要な事項を審議するものとする。

## 四 地方精神保健審議会

第十四条第一項中「地方精神衛生審議会」を「地方精神保健審議会」に改め、「十人」を「十五人」に改め、同条第二項中「地方精神衛生審議会」を「地方精神保健審議会」に改め、同条第三項中

「精神衛生」を「精神保健」に改め、「ある者」の下に「及び精神障害者の医療に関する事業に從事する者」を加える。

## 五 地方精神保健審議会

第十五条及び第十六条を次のように改める。

## 六 地方精神保健審議会

第十七条中「地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会」を「地方精神保健審議会」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

## 七 地方精神保健審議会

第十七条の二 第三十九条の三第二項及び第三十八条の五第二項の規定による審査を行わせること。

## 八 地方精神保健審議会

第十七条の二 第三十九条の三第二項及び第三十八条の五第二項の規定による審査を行わせること。

## 九 地方精神保健審議会

第十七条の三 精神医療審査会の委員は、五人以上十五人以内とする。

## 十 地方精神保健審議会

第十七条の三 精神医療審査会の委員は、五人以上十五人以内とする。

## 十一 地方精神保健審議会

第十七条の三 精神医療審査会の委員は、五人以上十五人以内とする。

## 十二 地方精神保健審議会

第十七条の三 精神医療審査会の委員は、五人以上十五人以内とする。

## 十三 地方精神保健審議会

第十七条の三 精神医療審査会の委員は、五人以上十五人以内とする。

3 委員の任期は、二年とする。

(審査の案件の取扱い)

第十七条の四 精神医療審査会は、精神障害者の医療に関する知識と経験を有する者の中から任命された委員三人、法律に関する知識と経験を有する者の中から任命された委員一人をもつて構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、精神医療審査会がこれを定める。

(政令への委任)

第十七条の五 この法律で定めるもののほか、精神医療審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(精神保健指定医)

〔第四章 精神衛生鑑定医〕を〔第四章 精神保健指定医〕に改める。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

(精神保健指定医)

第十八条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第十九条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第二十条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第二十一条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第二十二条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第二十三条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第二十四条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第二十五条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第二十六条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第二十七条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第二十八条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第二十九条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第三十条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第三十一条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第三十二条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第三十三条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第三十四条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第三十五条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第三十六条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第三十七条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第三十八条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

第三十九条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

いない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、前項の指定をしないことができる。

第三十九条 厚生大臣は、第一項第三号に規定する精神障害及びその診断又は治療に從事した経験の程度を定めようとするとき、同項の規定により指定医の指定をしてようとするとき又は前項の規定により指定医の指定をしないものとするときは、あらかじめ、公衆衛生審査会の意見を聽かなければならぬ。

(指定後の研修)

第十九条 指定医は、五年ごとに、厚生大臣又はその指定する者が厚生省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。

(指定の取消し)

第十九条の二 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、厚生大臣は、その指定を取り消さなければならない。

(指定医がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又はその職務に関し著しく不当な行為を行つたときその他の指定医として著しく不適当と認められるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

(指定医による入院を必要とするかどうかの判定)

一 第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定による入院を必要とするかどうかの判定

二 第二十九条の四第二項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定

三 第三十八条の六第一項の規定による立入検査、質問及び診察

四 第三十八条の七第二項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定

(政令及び省令への委任)

五 第十九条の五 この法律に規定するもののは、指定医の指定の申請に関する必要な事項は政令で、第十八条第一項第四号及び第十九条の規定による研修に関して必要な事項は厚生省令で定める。

(手数料)

第十九条の三 第十八条第一項第四号又は第十九条の研修（厚生大臣が行うものに限る。）を受けようとする者は、実費を勘定して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

(職務)

第十九条の四 指定医は、第二十一一条の三第三条の規定による研修に関して必要な事項は厚生省令で定める。

(任意入院)

第二十二条の二 精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）を削り、「もより」を「最寄り」に改める。

第二十七条の見出しを「（申請等に基づき行わる指定医の診察等）」に改め、同条第一項及び第二項中「前六条」を「第二十三条から前条ま

項及び第二十九条の五の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定、第三十三条第一項及び第三十三条の四第一項の規定による入院を必要とするかどうかの判定、第三十四条の規定により精神障害者の疑いがあるかどうか及びその診断に相当の時日を要するかどうかの判定、第三十六条第三項に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定、第三十八条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する報告事項に係る入院中の者の診察並びに第四十条の規定により一時退院させて経過を見ることが適當かどうかの判定の職務を行う。

第二十二条の三 精神障害者が自ら入院する場合においては、精神病院の管理者は、その入院に際し、当該精神病院の管理者に対する第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他の厚生省令で定める事項を書面で知らせる。その他厚生省令で定める事項を書面で知らせ、当該精神病障害者から自ら入院する旨を記載した書面を受けなければならぬ。

入院が行われるよう努めなければならない。

せることのない場合は、本人の同意に基づいて入院が行われるよう努めなければならない。

第十九条の四 指定医は、第二十一一条の三第三条の規定による研修に関して必要な事項は厚生省令で定める。

(手数料)

第十九条の三 第十八条第一項第四号又は第十九条の研修（厚生大臣が行うものに限る。）を受けようとする者は、実費を勘定して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

(職務)

第十九条の四 指定医は、第二十一一条の三第三条の規定による研修に関して必要な事項は厚生省令で定める。

(任意入院)

第二十二条の二 精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）を削り、「もより」を「最寄り」に改める。

第二十七条の見出しを「（申請等に基づき行わる指定医の診察等）」に改め、同条第一項及び第二項中「前六条」を「第二十三条から前条ま

第二十九条の二第一項中「前二条」を「第二十一条、第二十八条及び前条」に、「とる」を「採る」に、「精神衛生鑑定医」を「その指定する指定医」に改め、同条第三項中「四十八時間」を「七十二時間」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中「第六項まで」の下に「及び第二十八条の二」を加え、「規定により」を「規定による措置を採る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により」と改める。

第二十九条の四に次の二項を加える。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を退院させるには、その者が入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められることについて、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づく場合でなければならない。

第二十九条の五第一項中「管理者は」の下に「、指定医による診察の結果」を加え、「その旨を」を「その旨、その者の症状その他厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三十二条第四項中「精神衛生診査協議会」を「地方精神保健審議会」に、「聞かなければ」を「聽かなければ」に改まる。

第三十三条の見出しを「医療保護人院」に改め、同条中「診察の結果」を「指定医による診察の結果」に、「であると診断した者につき」を「であり、かつに「認める場合において」を「認めた者につき」に改め、同条に次の三項を加える。

2 精神病院の管理者は、前項に規定する者の扶養義務者の同意があるときは、本人の同意がなくても、当該選任がされるまでの間、四週間を限り、その者を入院させることができる。

3 前項の規定による入院が行われている間は、同項の同意をした扶養義務者は、第二十一条第二項第四号に掲げる者に該当するものとみなし、第一項の規定を適用する場合を除き、同条に規定する保護義務者とみなす。

4 精神病院の管理者は、第一項又は第二項の規定による措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条の次に次の四条を加える。

第三十三条の二 精神病院の管理者は、前条第一項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条の三 第二十九条第三項の規定は、精神病院の管理者<sup>は</sup>が第三十三条第一項又は第二項の規定による措置を採る場合に<sup>おいては</sup>準用する。

当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他の厚生省令で定める事項を書面で知らなければならぬ。ただし、当該精神障害者の症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。この場合において、精神病院の管理者は、遅滞なく、厚生省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

（応急入院）

第三十三条の四 厚生大臣の定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する精神病院の管理者は、医療及び保護の依頼があつた者について、急速を要し、保護義務者（第三十三条第二項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者）の同意を得ることがでない場合において、指定医の診察の結果、

その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障があると認めたときは、本人の同意がなくても、七十二時間限り、その者を入院させることができる。

2 前項に規定する精神病院の管理者は、同項の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項の指定を受けた精神病院が同項の基準に適合しなかつたと認められたときは、その指定を取り消すことができる。

第三十三条の五 第二項

第三十四条中「診察の結果」を「指定医による診察の結果」に、「疑が」を「疑いが」に、「親権を行う者その他の」を「又は親権を行う者その他その」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二 第二十九条第三項の規定は精神病院の管理者が前条の規定による措置を採つた場合について準用する。

第三十五条中「前二条の同意者」を「第三十一条第一項又は第三十四条の同意者」に、「前二条の同意を」を「その同意を」に改める。

第三十六条から第三十八条までを次のように改める。

ない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

- 2 精神病院の管理者は、前項の規定にかかわらず、信書の発受の制限、都道府県その他の行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生大臣があらかじめ公衆衛生審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行なうことができない。

- 3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生大臣があらかじめ公衆衛生審議会の意見を聽いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行なうことができない。この場合において、当該指定医は、遅滞なく、厚生省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

- 第三十七条 厚生大臣は、前条に定めるものほか、精神病院に入院中の者の処遇について必要な基準を定めることができる。
- 2 前項の基準が定められたときは、精神病院の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

- 3 厚生大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

- (相談、援助等)
- 第三十八条 精神病院の管理者は、入院中の者の社会復帰の促進を図るために、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、及びその保護義務者等との連絡調整を行うように努めなければならない。

- 第三十九条の次に次の六条を加える。
- 3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たつて必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者、その者が入院している精神病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。

- 2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神病院の管理者について準用する。
- この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。
- (定期の報告等による審査)
- 第三十九条の三 都道府県知事は、前条の規定による報告又は第三十三条第四項の規定による届出（同条第一項の規定による措置に係るものに限る。）があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに關し審査を求めるべきである。

- 3 厚生大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 精神医療審査会は、前項の規定による審査(退院等の請求による審査)
- 第三十九条の五 都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうかに關し審査を求めるべきである。

- 5 都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。
- (報告徴収等)
- 第三十九条の六 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神病院に入院中の者の症状若しくは処遇に關し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、これらの事

#### (定期の報告)

- 第三十九条の二 措置入院者を収容している精神病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。

- 4 都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならない。
- (退院等の請求)
- 第三十九条の四 精神病院に入院中の者又はその保護義務者（第三十四条の規定により入院した者については、その後見人、配偶者又は親権を行う者その他その扶養義務者）は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を探ることを命じることを認められた者を退院させ、又は当該精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を探ることを命じなければならない。

- 3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たつては、当該審査に係る入院中の者に係る精神病院の管理者的意見を聴くことができる。
- 4 精神医療審査会は、前項に定めるものほか、第二項の審査をするに當たつて必要があると認めるときは、関係者の意見を聴くことができる。
- 5 都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は当該精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を探ることを命じなければならない。
- 6 都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

たつて必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者、その者が入院している精神病院の管理者その他関係者の意見を聴くことができる。

行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

第三十八条の七 厚生大臣又は都道府県知事  
は、精神病院に入院中の者の処遇が第三十六条  
の規定に違反していると認めるとき又は第  
三十七条第一項の基準に適合していないと認  
めるときその他精神病院に入院中の者の処遇  
が著しく適当でないと認めるときは、当該精  
神病院の管理者に対し、その処遇の改善のた  
めに必要な措置を採ることを命ずることがで  
きる。

厚生大臣又は都道府県知事は、必要がある  
と認めるときは、第二十二条の三第三項の規  
定により入院している者又は第三十三条第一  
項若しくは第二項、第三十三條の四第一項若  
しくは第三十四条の規定により入院した者に  
ついて、その指定する二人以上の指定医に診

項に關し、該病院その他の帳簿書類を検査させ、若しくは当該精神病院に入院中の者その他関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、当該精神病院に入院中の者を診察させることができる。

厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者、精神病院に入院中の者又は第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第三十四条の規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に關し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

第二十七条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。

續させ、各指定医の診察の結果からその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

第四十条中「管理者は」の下に「指定医によ  
る診察の結果」を加え、「照し」を「照ら」  
と、「六箇月」を「六月」と改める。  
第四十一条中「第二十九条の四」を「第十一  
九条の四第一項」に、「且つ」を「かつ」に、「当  
てば」を「当たりては」に改める。

第四十二条の見出し中「精神衛生」を「精神保健」に改め、同条第一項中「精神衛生」を「精神保健」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「精神衛生」を「精神保健」に改める。

第四十八条の「又は」の「ト」に「この法律若しくは」を加える。

第五十一条中「第十八条第二項及び第三項並びに第十九条」を「第十九条の四」に、「覚せい剤」を「覚せい剤」に、「疑のある者につき」を「疑いのある者について」に改める。

## 第六章 罰則

年以下の懲役又は五十万円以下の罰金の處す

卷之三十一

第三十九条の三第四項(第三十一項に付いて準用する場合を含む。)の規定による命

令に違反した者

二 第三十一条の五第五項（第五十一条はおいて準用する場合を含む。）の規定による退

## 院の命令に違反した者

三 第二十九条の七第一項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による命

## 令に違反した者

**第五十三条 精神病院の管理者、指定医、地方精神保健審議会の委員若しくは臨時委員、精**

神医療審査会の委員若しくは第四十三条（第

五十一条において準用する場合を含む。)の規定二十七の都道府県田事若(ハは保健所を設置

定はより都道府県知事若しくは併管戸を認置する市の長が指定した医師又はこれらの職に

あつた者が、この法律の規定に基づく職務の

執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は

三十万円以下の罰金に処する。

この法律の規定に基づく精神病院の管理者の

職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前

項と同様とする。

**第五十四条** 虚偽の事実を記載して第二十三条  
**第一項**（第五十一条において準用する場合を除く）

**第五十五条** 次の各号の一に該当する者は、十  
万円以下の罰金に処する。

規定を第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は第二十七条第四項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

二 第二十九条の二第一項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は第二十九条の二第四項(第五十一条において準用する場合を含む。)において準用する第二十七条第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

三 第三十八条の六第一項(第五十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第三十八条の六第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、又は虚偽の報告をした精神病院の管理者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。



第十五条の二第一項第二号中「精神衛生」を

「精神保健」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十六条の二第二項第一号及び第二十五条の二第一号中「精神衛生」を「精神保健」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第十〇条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六号中「精神衛生」を「精神保健」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正）

第十二条 次に掲げる法律の規定中「精神衛生法」を「精神保健法」に改める。

一 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十三条第二項

二 優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十二条及び第十四条第三項

三 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第七十二条の十四第一項及び第七十二条の十七第一項

四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年六号）第二十六条第二項第三号

五 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十号）第三十一条第一項

七 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第二百三十一号）別表

八 売上税法（昭和六十二年法律第号別表第三第十五号）

（麻薬取締法の一部改正）

第十一條 麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「処方せん」を「処方せん」に、「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第五十八条の六第一項中「精神衛生鑑定医」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五十九条の六第一項中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第六十条第一項中「精神保健指定医」に、「超えない」を「超えない」に改め、同条第三項中「精神保健指定医」に、「行なわれる」を「行われる」に、「こ

えない」を「超えない」に改め、同条第三項中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に、「行なう」を「行う」に、「行なわれる」を「行われる」に、「こ

えない」を「超えない」に改め、同条第五項及び第七項中「精神保健指定医」に、「行なう」を「行う」に、「行なわれる」を「行われる」に、「こ

第五十八条の十八中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に改める。

第五十九条第二号を次のように改める。

第十六条第十二号を次のように改める。

第十二条 精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）に基づき、精神保健指定医を指定する」に改める。

第七十三条の二第一号中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に改める。

第五十九条の二第一項第一号中「精神衛生」を「精神保健」に改める。

（麻薬取締法の一部改正）

第十三條 この法律の施行前に精神衛生鑑定医が前条の規定による改正前の麻薬取締法第五十八条の六第一項の規定により行つた診察、同条第

二項の規定により行つた診断又は同項の規定により定めた期間については、それぞれ、精神保健指定医が前条の規定による改正後の麻薬取締法第五十八条の六第一項の規定により行つた診察、同条第二項の規定により行つた診断又は同

項の規定により定めた期間とみなす。

（義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部改正）

第十四条 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

三 精神科ソーシャル・ワーカー等の専門家の養成とその制度化などマンパワーの充実に努める

こと。

四 今回の改正の趣旨、今後の精神医療のあり方を踏まえ、診療報酬の面等において適切な配慮を行っていくこと。

二 第二条第二項中「及び売春防止法」を「売春防止法」に改め、「婦人保護施設」の下に「及び精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神障害者社会復帰施設」を加え

る。

二 第二条第二項中「及び売春防止法」を「売春防止法」に改め、「婦人保護施設」の下に「及び精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神障害者社会復帰施設」を加え

る。

（厚生省設置法の一部改正）

第十五条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十四号中「精神衛生」を「精神保健」に改める。

第六条第十二号を次のように改める。

第十二条 精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）に基づき、精神保健指定医を指定し、又はその指定を取り消すこと。

〔別紙〕

精神衛生法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 任意入院、応急入院等が新設されたことにかんがみ、これら制度の円滑な実施に努めること。

二 社会復帰施設の整備等社会復帰のための施策の一層の推進を図るとともに、地域精神保健医療の推進に努めること。

三 精神科ソーシャル・ワーカー等の専門家の養成とその制度化などマンパワーの充実に努める

こと。

四 今回の改正の趣旨、今後の精神医療のあり方を踏まえ、診療報酬の面等において適切な配慮を行っていくこと。

二 第二条第二項中「及び売春防止法」を「売春

防止法」に改め、「婦人保護施設」の下に「及び精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神障害者社会復帰施設」を加え

る。

二 第二条第二項中「及び売春防止法」を「売春

防止法」に改め、「婦人保護施設」の下に「及び精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神障害者社会復帰施設」を加え

る。

（厚生省設置法の一部改正）

第十五条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

昭和六十二年九月十日 衆議院会議録第十八号

明治二十九年三月三十一日  
御便物記可

発行所  
〒 105  
大蔵省  
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
電官報課  
印  
ダイヤル  
モニタ  
印  
一定  
一  
〇  
円部